

第 161 回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第 161 回通常総会議事録

1. 日時 令和8年7月21日(火) 13時25分～14時22分

2. 場所 青森県共同ビル 1階「大会議室」

3. 出席会員 30名

(1) 本人出席 18名

青森県	平川市	平内町	外ヶ浜町
今別町	蓬田村	深浦町	藤崎町
大鰐町	田舎館村	板柳町	中泊町
七戸町	六戸町	おいらせ町	六ヶ所村
田子町	新郷村		

(2) 代理出席(委任状提出) 12名

青森市	弘前市	十和田市	三沢市
むつ市	鯹ヶ沢町	鶴田町	横浜町
東通村	南部町	階上町	医師国保組合

4. 欠席会員 12名

八戸市	黒石市	五所川原市	つがる市
西目屋村	野辺地町	東北町	大間町
風間浦村	佐井村	三戸町	五戸町

5. 出席常勤役員 常務理事 舛 甚 悟

6. 事務局 長内事務局長外 15名

7. 提出議案

- | | |
|-----------|---|
| (1) 議案第1号 | 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
事業報告の件 |
| (2) 議案第2号 | 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計決算の件 |
| (3) 議案第3号 | 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計決算の件 |
| (4) 議案第4号 | 令和7年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計決算の件 |

- (5) 議案第 5 号 令和 7 年度青森県国民健康保険団体連合会
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業
特別会計決算の件
- (6) 議案第 6 号 令和 7 年度青森県国民健康保険団体連合会
レセプト電算処理システム準備積立金特別会計決算の件
- (7) 議案第 7 号 令和 7 年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計決算の件
- (8) 議案第 8 号 令和 7 年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の件
- (9) 議案第 9 号 令和 7 年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計決算の件
- (10) 議案第 10 号 令和 7 年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の件
- (11) 議案第 11 号 令和 7 年度青森県国民健康保険団体連合会
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件
- (12) 議案第 12 号 令和 8 年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計補正予算（案）の件
- (13) 議案第 13 号 令和 8 年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計補正予算（案）の件
- (14) 議案第 14 号 令和 8 年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計補正予算（案）の件
- (15) 議案第 15 号 令和 8 年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業特別会計補正予算（案）の件
- (16) 議案第 16 号 令和 8 年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計計画変更（案）の件
- (17) 議案第 17 号 令和 8 年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計補正予算（案）の件
- (18) 議案第 18 号 青森県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正等する
規約（案）の件
- (19) 議案第 19 号 青森県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則等
の一部を改正する規則（案）の件
- (20) 議案第 20 号 理事の補充選任（案）の件
- (21) 議案第 21 号 国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件

三 和 総 務 課 長 補 佐	第 161 回通常総会並びに令和 8 年度顕彰式の開会を告げた。(とき : 13 時 25 分)
山 本 理 事 長	主催者挨拶。(要旨別紙)
三 和 総 務 課 長 補 佐	表彰状の授与は、本総会の席上において、受賞者の氏名を朗読することにとどめ、当該市町村長からの伝達表彰をお願いすることとし、受賞者 10 名の氏名を朗読し、顕彰式を終えた。
長 内 事 務 局 長	議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、中泊町長 濱舘 豊光氏を選任した。
議 長	就任挨拶後、会員総数 42 名のうち、本日の出席者は 30 名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。
議 長	議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、七戸町長 田嶋 邦貴氏、新郷村長 佐藤 和友氏の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議 長	先般行われた監査の結果について事務局から報告を求めた。
瓜 田 総 務 課 長	監査結果について正当と認められた旨報告した。
議 長	議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点のみの説明にとどめるよう事務局に対し指示した。
	本総会の提出議案である議決事項 21 件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、議案第 1 号令和 7 年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。
小 田 切 事 務 局 次 長	事務局次長の小田切から説明したい。
	議案第 1 号令和 7 年度の事業報告については、議案書の 2 頁から詳細を載せているが、本日は見え消し版を使って前年度との変更点を中心に説明したい。
	資料№.1 令和 7 年度事業報告説明資料を準備願いたい。
	1 頁をお開き願いたい。
	まず、令和 7 年度の重点目標として、前年度同様 13 項目を掲げてい

る。

2 頁をご覧願いたい。

1 の国保関連制度の改善対策である。

3 段落目と 4 段落目には国保の保険者努力支援制度を、5 段落目には介護保険のインセンティブ制度の令和 8 年度の予算の内容にそれぞれ記載を改めている。

一番下の「このような中」の段落をご覧願いたい。

国に設置された『自治体の事務負担軽減に向けた国保連合会の役割強化に関する会議』の内容を追加し、3 頁を開いていただき「その中では」の段落には、その会議での中間とりまとめでは国保連合会の役割を強化するメリットと、それらを進めていくために都道府県主導のもと市町村と国保連合会の三者による定期的な意見交換の場の設置と検討を求めている、本県においても県と協議し、所要の取り組みを進めていく必要がある旨記載した。

2 の診療報酬審査支払業務の推進であるが、3 段落目の「併せて」の段落には、都道府県を跨ぐ地方単独医療費助成事業の現物給付化について、システムを改修し審査支払業務の実施体制が整った旨記載した。

3 の国保共同処理業務の推進であるが、4 頁をご覧いただき 1 段落目の後半にクラウド化に向けた市町村の取組に支援した旨追記した。

4 の各業務処理システムの管理・運用であるが、2 段落目「また」の段落に保守期限を迎えた後期、特定健診、介護、障害等のシステム更改等を完了した旨追記した。

5 の後期高齢者医療制度関連業務の推進であるが、1 段落目の後半に後期高齢者医療広域連合に各種データを提供し支援した旨追記した。

5 頁をお開き願いたい。

6 の保健、医療、福祉対策の推進であるが、1 段落目では本会に設置の保健事業支援・評価委員会において、新たにグループ支援を取り入れ

た旨、また、一番下の「一方」の段落には保険者協議会の取り組みの関係を整理している。

7の特定健診・特定保健指導関連業務の推進であるが、2段落目「また」の段落を令和6年度の実施率に記載を改めるとともに、6頁をご覧ください「さらに」の段落には本会の未受診者対策の取り組みを追記した。

8の医師確保対策事業の推進であるが、1段落目の医師修学資金支援事業については、令和7年度までの実績に修正している。

事業開始以来、21年間で603人に修学資金を貸与し、現在勤務している医師は181人となった。

その下の「なお」の段落では、弘前大学医学部医学科の青森県内卒の入学要件が、修学資金の義務的貸与から希望者に貸与する手上げ方式に令和7年度から変更された旨追記した。

9の介護保険関連業務の推進であるが、7頁をお開きいただき「併せて」の段落に介護情報基盤の整備に対応した旨追記した。

10の障害者総合支援給付関連業務の推進であるが、6年度に実施した報酬改定への対応の記載を削除している。

11の介護保険業務ネットワークと12の出産育児一時金の関係では変更点はない。

13の国の保健医療対策への協力であるが、1段落目では国の総合経済対策の一環として、県から委託された介護と障害関係の人材確保、職場環境の改善に関する補助金の算定業務を適正に処理した旨、2段落目「また」の段落には、定期予防接種等費用の請求支払業務についての準備作業の内容を、8頁をご覧ください「さらに」の段落には、災害救助法適用時における被災者に関する既往歴対応の関係を追記した。

事業報告の説明は以上であるが、引き続き関連資料について説明したい。

9 頁をお開き願いたい。

2 点目は、令和 8 年度分の国保のインセンティブ制度である。

保険者努力支援制度の交付金額は、取組評価分として全国枠で競争配分される 1,000 億円と、5 年度分からは事業費分・事業費連動分と合わせて総額で 1,380 億円規模に見直され、以降は同額が確保されている。

(1) であるが、左側には市町村分、右側には都道府県分の今年度交付される分の評価指標を掲載している。

黄色で網掛けしている部分は、点数配分の高い項目である。

左側の表、市町村分の真ん中あたりにある共通⑤の「重複・多剤投与者に対する取組」、その下の共通⑥の「後発医薬品に関する取組」、その下の「保険料(税)収納率」、最後の「適正かつ健全な事業運営の実施状況」の配点が高くなっている。

桃色の網掛けは新規の項目であり、共通①の(3)(4)の特定健診等実施率の関係となる。

緑色の網掛けは廃止の項目であり、固有③(1)の「医療費通知の取組」が廃止されている。

なお、市町村分の指標、固有②の「データヘルス計画の実施状況」については、本会に設置の保健事業支援・評価委員会の支援を受けることで点数を獲得できる項目があるため、委員会の活用方についてもよろしく願いたい。

右側の表をご覧いただき、都道府県分では黄色の網掛け部分であるが、指標①の(1)「特定健診受診率・特定保健指導実施率」、中段に記載の指標②の(1)「年齢調整後の 1 人当たり医療費」、下の方、指標③の(2)「法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一」の配点が高く設定されている。

また、指標②の(4)「こどもの一人当たり医療費等」が新規の項目となっている。

この都道府県分の指標①と②は、その都道府県内の市町村の取組が高く評価されるもので、例えば一番上の指標の特定健診と特定保健指導の実施率では県平均が 60%を超え、さらにその実施率が全国上位 5 位を達成している場合、満点の 70 点を獲得できるといった評価の仕方となっている。

10 頁をご覧ください。

(2)は、市町村分と都道府県分を合わせた、今年度交付される都道府県別の 1 人当たり交付額の速報値である。

本県の 8 年度の 1 人当たり交付額は、右上の表の下段に記載しているが 4,983 円で、7 年度に比べ 898 円低くなっており、順位も 18 位に後退している。

また、表の上段に交付総額を記載しているが、8 年度の都道府県分は前年度に比べ 3 億 3 千万円程減少している。

これは、表の下に※印で記載しているが、評価指標がより成果志向型に見直され、全国平均を下回っている特定健診・保健指導実施率や保険料収納率に関する評価が低くなったことに加え、本県の医療費水準は従来から全国平均を大きく下回っているものの、前年度よりも 1 人当たり医療費が増加したことから、マイナス評価の対象となったことによるものである。

11 頁をお開き願いたい。

(3)は市町村分と県分を合わせた 8 年度の県内市町村別の 1 人当たり交付額をグラフ化したものである。

また、下の 12 頁は県内市町村別の獲得点数を項目毎にグラフ化したものであるため、参考に願いたい。

13 頁をお開き願いたい。

3 点目は医療費の支払状況である。

グラフの右端が 7 年度の本県における医療費の支払額であり、水色の

国保分は 17 億円減の 907 億円、ピンク色の後期分は 52 億円増の 1,738 億円で、合わせて 2,645 億円となった。

下の表には被保険者数の推移を掲載しているが、青字の国保は社保や後期高齢者医療制度への移行などにより 1 万人以上減少している。

一方、赤字の後期高齢者は 4 千人以上増加している。

14 頁をご覧ください。

4 点目は介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成 12 年度は、年間の支払額が 520 億円であったが、26 年目の令和 7 年度では約 2.7 倍の 1,423 億円となった。

下の表は 65 歳以上の第 1 号被保険者数の推移である。

※3 をご覧いただき、4 年度以降、第 1 号被保険者数は減少しているが、これは 65 歳以上の死亡数が 65 歳到達者を上回ったことが要因と思われる。

15 頁をお開き願いたい。

5 点目は障害介護給付費等の支払状況である。

オレンジ色の障害者分、そして薄紫色の 18 歳未満の障害児分も年々増加している。

次の資料からは、担当係長より説明する。

大水事業振興課主幹

事業振興課の大水である。

続いて、本県の課題である短命県返上への支援について関連資料を準備した。

16 頁の特定健診受診率の向上に向けての資料をご覧ください。

まず、1 として未受診者対策の必要性を記載している。

特定健診・特定保健指導は、各保険者が策定する加入者の健康保持・増進のためのデータヘルス計画の中心となる取組で、健診結果から個人の健康づくりの取り組みが進められるほか、保険者では健診結果のデータ分析をもとに効果的な健康づくり事業を推進できるため、未受診者対

策は重要な取組となっている。

2の本県の現状であるが、左側の(1)の折れ線グラフは市町村国保における特定健診実施率の推移で、6年度の実施率は38.4%と4年連続で上昇している。

右側(2)の棒グラフは年代別の実施率の推移で、こちらも4年連続で全ての年代で上昇しているが、40代、50代の受診率は低い状況にある。

3の受診率向上に向けた県内のこれまでの取組である。

(1)の受診しやすい環境づくりとして、市町村では早朝、夜間、休日の健診の実施やがん検診との同日実施、みなし健診の実施などに取り組んでいる。

また、(2)として保健協力員を活用した受診勧奨、(3)はそのほか、健康ポイント付与などのインセンティブ事業やはがき等による受診勧奨、SNSを活用した広報などを実施している。

4の本県の課題である。

1点目として、市町村国保加入者の約6割強が特定健診未受診者であること。

2点目として、特に40代、50代の働き盛り世代の受診率が低いこと。

3点目として、40代からの働き盛り世代の死亡率が高く、平均寿命が短い要因の一つとなっていることが挙げられる。

5の今後の取組であるが、年齢別や地区別、過去の受診歴など未受診者の分析をして対象者の背景に応じたアプローチをし、また、それらの効果検証をすることが重要である。

それから、更なる受診環境の整備、地域団体、職域との協力、そして保健協力員の活用の推進などが必要であると考えます。

17頁をご覧いただきたい。

昨年度実施した『保健協力員等に対する実態調査結果』の概要である。

1の調査目的であるが、県内全市町村に設置されている保健協力員の

活動について、コロナ以降活動が制限、停滞している状況を受け、保健協力員の活動実態を明らかにし、活性化に向けて検討するため県立保健大学の協力のもとアンケート調査を実施した。

2の調査実施期間等は記載のとおりである。

3の調査結果であるが、(1)の基本情報の①の年齢構成は60代と70代が中心となっている。

②の職業は主婦、農業、パートが多く、7割の方々が何らかの仕事をしながら保健協力員の役割を担っている。

(2)の保健協力員としての意識であるが、①のやりがいを感じる時については「健康についての知識を得られる時」が最も多く、次いで「受診勧奨した人が健診を受けてくれた時」、「仲間と協力して活動する時」が多く挙げられている。

次に、右上の②であるが、声がけで住民の健康行動に変化があると回答し、活動の成果を実感できている人は約32%にとどまっている。

その隣の③であるが、住民が保健協力員の必要性を感じていると回答したのは、こちらも約28%にとどまっている。

(3)の行政との関わりについては、①の行政に求める支援内容として「保健協力員に関する住民へのPR」が最も多く、隣の②の成り手を増やす方策としては「住民に活動を知ってもらう」が最も多く、次いで「活動したいと思えるような活動内容に見直す」が挙げられている。

最後のまとめである。

(1)保健協力員の役割としては、研修会で学んだ知識を家族や友人に伝えるほか、行政と住民の橋渡し役として、住民に一番近い存在として、健診の受診勧奨のための毎戸訪問や健診当日の手伝いなど、地域における健診受診率向上をはじめとした健康づくりの重要な役割を果たしている。

(2)の活動のやりがいと課題として、保健協力員の成り手不足は全市

町村共通の課題であり、保健協力員は知識習得や仲間との協力にやりがいを感じている一方で、活動の成果を実感できている人は少なく、その成果が見えづらいという課題が挙げられる。

また、住民の理解や必要性を感じている保健協力員が少なく、活動の価値、認知度の向上が必要である。

そのため、(3)の今後の支援体制については、地域住民への理解促進等、行政による支援の充実や活動内容の魅力化や可視化、保健協力員自身が活動の意義を再認識できるような仕組みづくり、柔軟な活動体制への転換など保健協力員活動の再構築を検討する必要があると考える。

説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に、決算関係を一括ご審議願いたい。

議案第2号令和7年度一般会計決算の件から第11号令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計10件について、事務局の説明を求めた。

瓜田総務課長

資料No.2の令和7年度決算説明資料をご用意願いたい。

決算関係については議案書では170頁にも及ぶことから、要点を簡潔にまとめたこの資料で説明したい。

表紙をおめくりいただき、1頁をご覧願いたい。

令和7年度決算総括表である。

真ん中あたりの②、③の欄が決算額、④が翌年度繰越額、その隣が繰越額の主な要因を歳入、歳出それぞれ記載している。

各会計の網掛け部分は支払勘定であるが、これは保険者から医療費を受け入れし、医療機関に支払う通過勘定であるので、一部繰越額が発生している勘定もあるが、基本的には0円となっている。

また、紫や水色などの色文字は各会計で共通したものである。

それでは、④の翌年度繰越額が大きく発生している会計を順に説明する。

はじめに、議案第2号の一般会計である。

翌年度繰越額は3,719万5,798円である。

朱書きで付記しているが、この繰越額が8年度当初予算に計上した繰越金を上回ったため、後ほど補正予算案を提案する。

繰越額の主な要因であるが、歳入1つ目の負担金の増は、予算積算時点では被保数の減少を強めに見込んだことによるもので、このほか国庫補助金も増となっている。

歳出では1つ目の総務費、2つ目の事業費ともに各事業執行費用の不用分が大きく、合わせて1,800万円ほどの減となっている。

このほか、諸支出金と予備費でそれぞれ不用額が出ているが、予備費は全額剰余金となる。

次に、議案第3号は国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計である。

一番上の業務勘定であるが、翌年度繰越額は5,136万6,122円である。

歳入1つ目の手数料の減は、レセプト件数の大幅な減によるものである。

こちらも、例年、被保数の減少に伴いレセプト件数の減を強めに見込んで予算積算しているが、今年の1月、2月の大雪による受診控えが影響し、大幅に減少したものである。

歳入2つ目の国庫補助金は912万8千円の増で、手数料の歳入不足を補った形となっている。

3つ目の受託事業収入は、医療費通知や資格確認書作成業務などの委託料の減となっているが、歳出・総務費の減の一部と見合いになるもので、歳入不足ではない。

歳出1つ目の総務費は4,422万円の減で、人件費と各事業執行費用の

減が主な要因となっている。

このほか、国保審査委員等の報酬などの不用分、積立金及び返還金の不用分となっている。

続いて、少し飛んで一番下の議案第7号の介護保険事業特別会計である。

翌年度繰越額は1,744万7,068円である。

歳入1つ目の手数料であるが、レセプト件数は増えているものの、歳出と見合いである電子証明書発行件数とケアプランデータ連携システムライセンス料の減が大きく、トータルではマイナスとなっている。

なお、レセプト件数については、先ほど審査会計でも触れた大雪による受診控えの影響が他の会計にも同様に出ており、予算で見込んだ件数は上回っているものの例年を下回る伸びとなった。

このほか、国庫補助金が増額となっている。

歳出では各会計共通の項目が減の主な要因となっている。

2頁をご覧願いたい。

議案第8号は障害者総合支援法特別会計である。

翌年度繰越額は398万6,022円である。

歳入は手数料の増が主なもので、レセプト件数の増による手数料収入が電子証明書発行件数の減を上回り、トータルで増となっている。

歳出は各会計共通の項目が減の主な要因となっている。

次に、議案第9号医師確保対策事業特別会計である。

翌年度繰越額は1,244万84円である。

歳入では市町村負担金が減のほか、県からの補助金の減は支援人数の減によるものである。

歳出・事業費は修学生への支援費の減で、支援費の減により県からの補助金も減となっている。

その下、※印の部分であるが、繰越金は全額令和8年度の市町村負担

金に充当している。

次に、議案第 10 号後期高齢者医療事業特別会計である。

業務勘定の翌年度繰越額は 3,439 万 8,518 円である。

歳入 1 つ目の手数料は、レセプト件数の増によるものである。

2 つ目の広域連合受入金と 3 つ目の受託事業収入の減は、それぞれ記載している業務委託料の減で、歳出と見合いのものである。

歳出は総務費の各事業執行費用の減が主なもので、このほか 3 つ目の審査委員会費が審査会計同様、減となっている。

次に、議案第 11 号特定健診等事業特別会計である。

翌年度繰越額は 283 万 4,034 円である。

歳入 1 つ目の手数料はデータ管理件数の増で、2 つ目の受託事業収入の減は歳出・総務費の各事業執行費用の減の一部と見合いである。

その下の合計欄は一般会計と各業務勘定、各支払勘定、その他の特別会計とそれぞれ記載している。

次に、3 頁をお開き願いたい。

会計種別毎のまとめを載せている。

4 頁以降は各会計の明細書を載せているので、参考に願いたい。

最後に、飛んで 10 頁をお開き願いたい。

左側の表は積立金の一覧となっている。

8 番の合計であるが、7 年度の出納閉鎖となる令和 8 年 5 月 31 日現在の総保有額は 7 億 3,459 万円で、前年度比 2 億 2,175 万 2,000 円の増である。

これは、本会の全てのシステムが順次更改されるための積み増しであり、事業運営積立金と退職手当積立金以外は今後のシステム更改経費に充当するものである。

説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第 2 号

議

長

から第 11 号までの計 10 件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

次に、補正予算関係を一括ご審議願いたい。

議案第 12 号令和 8 年度一般会計補正予算の件から第 17 号令和 8 年度
医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計 6 件について、事務局
の説明を求めた。

長 内 事 務 局 長

補正予算 6 件について説明したい。

製本された厚い冊子の議案書の 256 頁をお開き願いたい。

議案第 12 号は令和 8 年度一般会計の補正予算である。

先ほどの決算関係で説明した 7 年度の決算剰余金が 8 年度予算に措
置した繰越金を上回ったので、その増額分を財源とする予算補正であ
る。

中ほどの提案理由である。

被保険者数の減少に伴い、9 年度一般負担金の減収が予想されること
から、その備えとするため予備費を追加するものである。

補正の内容であるが、2 枚おめくりいただき 259 頁の事項別明細書を
ご覧願いたい。

歳入・繰越金と歳出・予備費にそれぞれ 954 万 6 千円を追加する。

続いて、261 頁である。

2 件目は議案第 13 号診療報酬審査支払特別会計の補正予算である。

提案理由の 1 は、業務勘定で 7 年度の決算剰余金の増額分を財源とす
る予算補正である。

(1) は厚生労働省から審査支払業務の月次運用スケジュールの見直
しを要請されており、その方針の確定に伴い国保総合システムの更改経
費が増額となったため、その予算不足に充当するものである。

(2) は 8 年度当初の積立計画不足分に充てるため減価償却引当資産
を積み増しするもの、(3) は国保関連システムの更改経費に充てるため
I C T 積立資産を積み増しするものである。

提案理由の2は、国保診療報酬の支払勘定において支払ができず保留となっているものが2件ある。

1つ目は裁判所において債権整理中につき支払先が決まらないもの、2つ目は開設者死亡による相続申述書等の提出書類が遅延しているもので、これらを8年度に繰越して支払処理するための予算補正である。

また、次の頁の3はこの2つ目の理由で、公費負担医療の支払勘定でも同様に予算補正が必要となった。

補正の内容であるが、2枚おめくりいただき265頁の事項別明細書をご覧ください。

業務勘定においては歳入・繰越金に3,184万8千円を追加し、歳出・総務費の委託料に国保総合システムの更改経費186万7千円、積立金は減価償却引当資産に1,756万2千円とICT積立資産に1,241万9千円をそれぞれ追加する。

2枚おめくりいただき269頁をお開き願いたい。

支払勘定においては歳入・繰越金と歳出・診療報酬支出金にそれぞれ259万2千円を追加する。

2枚おめくりいただき273頁である。

公費関係の支払勘定では歳入に繰越金を新設し2万7千円を追加し、歳出・支出金に同額を追加する。

続いて、275頁である。

3件目は議案第14号介護保険関係業務特別会計の補正予算である。

提案理由は、決算剰余金の増額分を財源として(1)は8年度当初の積立計画不足分に充てるため財政調整基金積立資産を、(2)は介護保険審査支払システムの最適化にかかる経費に充てるためICT積立資産をそれぞれ積み増しするものである。

補正内容は1枚おめくりいただき277頁である。

歳入・繰越金に980万9千円を、歳出・積立金の財政調整基金積立資

産に 150 万円を、I C T 積立資産に 830 万 9 千円を追加する。

続いて、279 頁をお開き願いたい。

4 件目は議案第 15 号後期高齢者医療関係業務特別会計の補正予算である。

提案理由の 1 は、業務勘定で決算剰余金の増額分を財源として(1)は 7 年度末の退職者への退職金支給分を補填するため退職手当特別会計へ繰出金を追加するもの、(2)は先ほど審査会計でもあった審査支払業務の月次運用スケジュールの見直しに係る国保総合システムの更改経費の増額分に充当するもの、(3)は 8 年度当初の積立計画不足分に充てるため財政調整基金積立資産を積み増しするものである。

提案理由の 2 は、後期高齢者医療の診療報酬の支払勘定で、審査会計でもあった開設者死亡による支払保留分の診療報酬を 8 年度へ繰越し支払処理するための予算補正である。

補正内容は 2 枚おめくりいただき 283 頁である。

業務勘定においては歳入・繰越金に 1,760 万 2 千円を追加し、歳出・総務費の委託料に国保総合システムの更改経費 258 万 3 千円、積立金の財政調整基金積立資産に 301 万 9 千円、職員退職手当特別会計繰出金に 1,200 万円をそれぞれ追加する。

2 枚おめくりいただき 287 頁をお開き願いたい。

支払勘定においては歳入に繰越金を新設し 83 万 3 千円を追加し、歳出・支出金に同額を追加する。

続いて、289 頁をお開き願いたい。

5 件目は議案第 16 号職員退職手当特別会計の計画変更である。

1 の計画変更の理由は、先ほど後期会計で説明した支給済みの退職金の補填分 1,200 万円を繰入れするものである。

2 の変更計画書は 290 頁のとおりで、借方・預金と貸方・退職給付引当資産ともに 1,200 万円を追加するものである。

議

長

続いて、293 頁をお開き願いたい。

6 件目は議案第 17 号医師確保対策事業特別会計の補正予算である。

提案理由は、医師修学資金を貸し付けした 6 名の方から契約解除の申し出があり、貸付金の返還が生じるため、県補助金の返還分等を追加するものである。

1 枚おめくりいただき 295 頁をご覧願いたい。

歳入・貸付金返還金と歳出・返還金にそれぞれ 2,893 万 8 千円を追加する。

なお、県補助金分は今年度中に県に返還することとし、市町村負担金分は 9 年度に繰越し市町村負担金に充当することとなる。

補正予算 6 件の説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第 12 号から第 17 号までの計 6 件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に、議案第 18 号規約の一部を改正等する規約の件、同じく第 19 号診療報酬審査支払規則等の一部を改正する規則の件の 2 件について、事務局の説明を求めた。

小田切事務局次長

議案の 297 頁をお開き願いたい。

議案第 18 号は本会規約の一部を改正等する規約の件である。

提案理由であるが、本年 6 月 1 日より改正予防接種法が施行され、市町村及び県が定期予防接種等の実施事務の処理に要する費用の支払いに関する事務を国保連合会に委託可能となったことから、規約で規定する本会の実施事業に予防接種法関係業務を追加するとともに、新たに特別会計の経理規則と委託料の支払規則を制定し、令和 9 年度からの本会への委託に備えるものである。

おめくりいただき、300 頁には規約の新旧条文対照表を、また 302 頁には特別会計の経理規則を、303 頁には委託料の支払規則を載せている。

次の議案については、担当次長より説明する。

菊池事務局次長	事務局次長の菊池である。 議案の 307 頁をお開き願いたい。 議案第 19 号本会診療報酬審査支払規則等の一部を改正する規則について説明したい。 提案理由であるが、厚生労働省が示している保険医療機関、保険薬局の療養の給付に関する費用の請求方法等について、フレキシブルディスク等の記録媒体を指定する規程が見直されたことを踏まえ、本会関係規則に所要の改正を行うものである。 おめくりいただき 309 頁から 311 頁までは診療報酬審査支払規則、312 頁は重度心身障害者医療費審査支払規則の新旧条文対照表を載せている。 説明は以上である。
議	長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第 18 号及び第 19 号は原案どおり決定する旨宣した。
議	長 次に、議案第 20 号理事の補充選任の件について事務局の説明を求めた。
長内事務局長	議案の 313 頁をお開き願いたい。 議案第 20 号は理事の補充選任の件である。 現在欠員となっている理事のうち、3 名について理事候補者の推薦をいただいている。 県町村会から藤崎町長・棚内伸治さん、おいらせ町長・成田光寿さん、県から青森県健康医療福祉部長・秋野桂さん、以上 3 名の方々を推薦いただいたため、「本会役員の選任方法等に関する規則」に基づき選任いただきたいということである。 なお、任期は選任の日から現役員の任期満了日である令和 9 年 7 月 11 日までとなる。 説明は以上である。

議	長	事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第 20 号は原案どおり決定する旨宣した。
議	長	次に、議案第 21 号国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件について事務局の説明を求めた。
長 内 事 務 局 長		議案の 316 頁をお開き願いたい。 令和 8 年度における国保制度改善強化実行運動に関する決議文について、次の 317 頁に掲載の 14 項目を決議し、本年度の実行運動を展開したいという主旨である。 決議文を朗読した。 なお、今年度の国保制度改善強化全国大会は 11 月 20 日金曜日に東京都において開催予定である。 説明は以上である。
議	長	事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、議案第 21 号は原案どおり決定する旨宣した。
議	長	全議案の議了を宣した。(とき：14 時 22 分)
葛 西 副 理 事 長		閉会挨拶 (とき：14 時 22 分)

上記第161回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年7月21日

議

長

濱 館 豊 光

令和8年7月30日

議事録署名者

田 嶋 邦 貴

令和8年7月31日

同

上

佐 藤 和 友

国保連合会 第161回通常総会・理事長 挨拶文

とき 令和8年7月21日（火）午後1時30分

ところ 青森県共同ビル 1階 「大会議室」

第161回通常総会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

ご案内のように、本日の総会では、令和7年度の事業報告と各会計の決算等をご審議いただくこととしております。

各議案につきましては、議案審議と併せ、それぞれご説明することとしておりますが、冒頭、私から3点ご報告いたします。

第1点目は、令和7年度における、本会の会務運営についてであります。

年間2600億円を超える、「国保及び後期高齢者」の医療費や、1400億円まで増加した、「介護給付費」などの各審査支払業務をはじめ、各業務処理システムの円滑な運用に努めました。

また、市町村の重要な財源となっております、「保険者努力支援制度」に関連する「健康づくり事業」や「医療費適正化事業」に支援いたしました。

特に、短命県の要因の一つとなっている、健診の未受診者対策については、昨年度実施した「保健協力員・実態調査」の結

果と併せまして、後程、事業報告の中で、これらに関する資料をご説明することとしております。

次に、第2点目は、本県の国保財政の状況についてであります。本日の配付資料であります、「国保財政等の状況」によりますと、国の公費投入の効果などもありまして、財政運営の都道府県化以降、8年連続で全市町村が黒字となる見込みとなりました。しかしながら、全体の半数を超える市町村が、基金の取り崩しで対応しており、懸命な運営努力にもかかわらず、まだまだ厳しい状況となっておりますことから、国に対し、公費³⁴⁰⁰億円の継続投入と更なる拡充を求めていく必要があります。

また、今後の「保険料水準の完全統一」に向けては、急激に保険料が上昇することのないよう、国の財政支援が不可欠であります。

このようなことから、国保制度・改善強化・実行運動の決議文にこれらを盛り込み、提案しておりますので、よろしく願います。

第3点目は、「国保連合会の役割強化」についてであります。現在、国では『自治体の事務負担軽減に向けた、国保連合会の役割強化に関する会議』を設置し、検討を進めているところでありますが、「中間とりまとめ」においては、国保連合会の役

割を強化することにより、受託可能な事務の幅が広がることや、同事業によるスケールメリットで、委託費が抑制できることなど、市町村の負担軽減に繋がるとされており、これらを進めていくために、都道府県の関与を強く求めています。

この会議の中では、「地方分権改革の提案」も踏まえて、国保連合会にとって、これまで経験のない、全く新しい業務の実施などが検討されておりますことから、本県においても、県と協議し、所要の取組を進めて参りたいと考えております。

このように、国保連合会を取り巻く環境が、変化している今日、本会といたしましては、国の動向に呼応しつつ、引き続き、市町村の共同体として、諸事業に積極的に取り組み、市町村支援に努めて参りますので、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、先般開催した理事会におきまして、永年にわたり国保事業の発展と安定運営に寄与され、その功績を表彰する方々を決定しております。

後程、ご報告することになっておりますが、受賞された方々の、これまでのご努力に対し、改めて感謝を申し上げます、開会のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。